

## 京都市次代の左京まちづくり会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 左京区基本計画の策定及び推進について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、「京都市次代の左京まちづくり会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### (委員)

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他左京区長（以下「区長」という。）が適当と認める者のうちから、区長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、20人以内とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長及び副座長の指名等)

第4条 区長は、委員のうちから会議の座長及び副座長を指名する。

2 座長は、会議の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 会議は、区長が招集する。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、左京区役所地域力推進室において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は、区長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

#### (関係要綱の廃止)

2 左京区の未来をつくる区民会議設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

#### (経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく次代の左京まちづくり会議（以下「旧次代の左京まちづくり会議」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に会議の委員として依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧次代の左京まちづくり会議の委員としての任期の残任期間とする。

4 この要綱の施行の際現に旧次代の左京まちづくり会議の座長及び副座長である者は、施行日に第4条第1項の規定により座長及び副座長に指名されたものとみなす。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。